

農林漁業セーフティネット資金実施要綱

平成19年 3月30日 18経営第7581号 農林水産事務次官依命通知
改正平成20年10月 1日 20経営第3733号
平成20年12月 1日 20経営第4931号
平成21年 4月 1日 20経営第7238号
平成21年 7月 1日 21経営第1321号
平成23年 4月 1日 22経営第7266号
平成23年 5月 2日 23経営第 249号
平成24年 3月30日 23経営第3564号
平成24年 5月11日 24経営第 393号
平成24年 5月22日 24経営第 511号
平成24年 8月13日 24経営第1575号
平成24年11月30日 24経営第2543号
平成25年 4月 1日 24経営第3665号
平成25年 8月26日 25経営第1650号
平成25年10月11日 25経営第2001号
平成26年 2月27日 25経営第3419号
平成26年 4月 1日 25経営第3636号
平成27年 4月 1日 26経営第3306号
平成28年 4月 1日 27経営第3213号
平成28年 5月 9日 28経営第 459号
平成29年 3月31日 28経営第3060号
平成30年 3月30日 29経営第3432号
平成30年 8月 3日 30経営第1091号
平成31年 3月29日 30経営第3014号
令和元年10月29日 元経営第1541号
令和 2年 3月10日 元経営第2906号
令和 2年 3月30日 元経営第3160号
令和 2年 6月12日 2 経営第 742号
令和 2年 7月31日 2 経営第1225号
令和 2年 8月25日 2 経営第1244号
令和 3年 2月12日 2 経営第2866号
令和 3年 3月29日 2 経営第3025号
令和 3年 6月16日 3 経営第 899号
令和 3年12月20日 3 経営第1982号
令和 4年 3月31日 3 経営第3158号
令和 4年 4月26日 4 経営第 298号
令和 4年 9月30日 4 経営第1602号
令和 5年 3月31日 4 経営第3160号

令和5年9月27日 5 経営第1452号
令和6年1月25日 5 経営第2433号
令和6年3月29日 5 経営第3168号
令和7年3月31日 6 経営第3253号
令和8年3月31日 7 経営第3030号

目次

- 第1 趣旨
- 第2 資金の内容
 - 1 貸付金の使途
 - 2 貸付対象者
 - 3 貸付限度額
 - 4 貸付利率
 - 5 償還（据置）期限
- 第3 借入手続
- 第4 その他
- 別紙様式 経営安定計画

第1 趣旨

本要綱は、意欲と能力を有しながらも、不慮の災害、経営環境の変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な資金である農林漁業セーフティネット資金（「セーフティ・ワン資金」と略称する。）を融通する措置を講ずることにより、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に規定する効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に規定する効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造の確立及び水産基本法（平成13年法律第89号）に規定する効率的かつ安定的な漁業経営の育成に資することを目的とする。

第2 資金の内容

本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第4第1号の3、別表第4第1号の7及び別表第4第1号の10並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第4号、第5号、第7号及び第17号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。

1 貸付金の使途

第3に規定する経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの

- (1) 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
対象とする災害は原則として、風水害、震災等の天災に限るものとするが、天災以外のものでも、通常の注意をもってしても避けられない物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を及ぼすもの(火災、海洋汚染等)を含むものとする。
- (2) 法令に基づく処分又は行政指導(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第6号に規定する行政指導をいう。)により経済的損失(農林漁業者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。)を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- (3) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況(取引状況を含む。)になっている場合(①から⑨までに掲げる場合にあっては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。)に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金
 - ① 最近の決算期における粗収益(農業者にあつては農業粗収益、林業者にあつては林業粗収益、漁業者にあつては漁業粗収益(法人にあつては、売上高(農業者にあつては農業売上高、林業者にあつては林業売上高、漁業者にあつては漁業売上高))以下同じ。)が前期に比し10%以上減少していること又は最近3月の粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も粗収益の減少が見込まれること。
なお、対象とする事由には、農林漁業経営の主宰者又は主たる従事者の疾病であつて当該経営に著しい支障を及ぼすものを含むものとする。
また、粗収益については、農林水産物の生産が1年1作(収穫及び販売による農林漁業に係る粗収益の計上が年1回であることをいう。以下同じ。)等の場合には、残高試算表を基礎として算出された粗収益とすることができるものとする。
 - ② 最近の決算期における所得率(所得(農業者にあつては農業所得、林業者にあつては林業所得、漁業者にあつては漁業所得(法人にあつては、経常利益)。以下同じ。)を粗収益で除したものをいう。以下同じ。)又は純利益額が前期に比し悪化していること。
また、所得率又は純利益額については、農林水産物の生産が1年1作等の場合には、残高試算表を基礎として算出された所得率又は純利益額とすることができる。
 - ③ 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
 - ④ 社会的な要因(農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁(以下「公庫総裁」という。)に指示したものに限り。以下同じ。)による一時的な農林水産物価格の低下又は資材等(種苗、農薬、肥料、樹苗、燃油、餌料その他の農林漁業生産に必要なものをいう。以下同じ。)の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそ

れがあること。

- ⑤ 社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となったことにより農林漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
- ⑥ 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する感染症又は農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が公庫総裁に指示したものに限る。）をいう。）により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
- ⑦ 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。

また、所得については、農林水産物の生産が1年1作等の場合には、残高試算表を基礎として算出された所得とすることができるものとする（⑧及び⑨において同じ。）。

- ⑧ 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること。
- ⑨ 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、債務償還可能年数が20年以上であること。

（注）債務償還可能年数＝長期負債÷（純利益額＋減価償却費）

- ⑩ 次のいずれかに該当する場合であって、金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、農林漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。

ア 取引先金融機関が行政庁から業務停止命令（一部業務停止命令を含む。）を受けたものその他これに準ずるものとして公庫総裁が認めたもの。

イ 次の(ア)に掲げる経営状況のいずれかに該当し、かつ、次の(イ)に掲げる取引先金融機関との取引状況のいずれかに該当するもの。

(ア) 経営状況

a 最近における所得が、前年、2年前又は3年前の同期（災害等の特殊年を除く。）に比し悪化していないこと（中長期的には資金繰りが改善し農林漁業経営が安定することが十分見込まれると公庫総裁が認めたものを含む。）。

b 最近における粗収益に対する借入金残高、支払利息その他の比率が前年、2年前又は3年前の同期（災害等の特殊年を除く。）に比し増加していないこと。

(イ) 取引先金融機関との取引状況

a 最近における実効金利が次のいずれかの状況にあること。

(a) 前年同期に比し上昇している場合において、同期間における長期プライムレートが実効金利の上昇幅以上に上昇していないこと。

(b) 前年同期と同じである場合において、同期間における長期プライムレートが低下していること。

- (c) 前年同期に比し低下している場合において、同期間における長期プライムレートが実効金利の低下幅以上に低下していること。
 - b 最近における借入金残高に対する担保設定額の比率が前期に比し増加していること。
 - c 取引先金融機関からの資金調達が困難になっている蓋然性が高い状態にあると公庫総裁が認めたもの。
- ⑩ 次のいずれかに該当する場合であって、農林水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、農林水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること。
- ア 倒産した取引先に対し 50 万円以上の売掛金債権等を有するもの。
 - イ 倒産した取引先に対する取引依存度が 20%以上であるもの。
 - ウ 倒産した取引先に前払金等の債権を有するもの。
 - エ 倒産した取引先の債務を保証しているもの。
 - オ 倒産した取引先との契約栽培、資材供給等が取引先の倒産により取り消されたもの。

2 貸付対象者

次に掲げる農林漁業者

- (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 5 に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 3 条に規定する果樹園経営計画を含む。）の認定を受けたもの）
- (2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 3 条に定める林業経営改善計画の認定を受けたもの
- (3) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 4 条に規定する改善計画の認定を受けたもの
- (4) 農林漁業者であって、農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては、当該法人の農林漁業に係る売上高が総売上高）の過半を占めているもの、又は粗収益が 200 万円以上（法人にあつては 1,000 万円以上）であるもの
- (5) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後 3 年以内のもの
- (6) 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）

- (7) (4)に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者
ただし、家族経営協定において次の事項が明確となっているものに限る。
ア 経営のうちの一部の部門について主宰権があること。
イ 主宰権のある経営部門について、当該者に危険負担及び収益の処分権があること。
(8) 次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営むもの
ア 目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること。
イ 一元的に経理を行っていること。
ウ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。
エ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。
オ 主たる従事者が目標農業所得を定めていること。
ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

3 貸付限度額

(1) 600万円

ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。

- (2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、非常災害等（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害その他の農林漁業経営に著しい支障を及ぼす事象として財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が公庫総裁に指示したものをいう。以下同じ。）ごとに600万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、非常災害等ごとに年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。

① 主要な事業用資産について、非常災害等により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者

② 非常災害等による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者

③ 非常災害等の影響により経営の維持安定が困難となった者

ただし、(1)又は(3)の貸付金残高と通算しないものとする。

また、①及び②に対する貸付けにあつては第2の1の(1)の資金に限り、③に対する貸付けにあつては第2の1の(2)及び(3)の資金に対するものに限る。

- (3) 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者に対する貸付限度額については、1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場

合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。

なお、本特例の適用は、令和9年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

4 貸付利率

本資金の貸付利率は、法第12条第3項の規定に基づき、年5分以内で公庫の定める利率とする。

5 償還（据置）期限

償還期限15年以内（うち据置期間3年以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第11条第1項に定める者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者にあつては、償還期限18年以内（うち据置期間6年以内）とする（令和9年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

第3 借入手続

第2の1の資金を借り入れる場合は、別紙様式による経営安定計画を作成し、公庫又は公庫の受託金融機関となっている信用農業協同組合連合会（同連合会の窓口業務を行っている農業協同組合を含む。）、銀行、信用金庫等のいずれかに提出するものとする。

なお、第2の1の(1)の資金を借り入れる場合は、災害による被害についての市町村長の証明等を添付することを要する。

第4 その他

- (1) 公庫及び公庫の受託金融機関（これらの役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、経営安定計画の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。
- (2) 本要綱第2の4に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）、農林漁業セーフティネット資金金利負担軽減措置実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4075号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第

4079号農林水産事務次官依命通知)に定めるところによる。

附 則 (平成23年5月2日23経営第249号)

この通知は、平成23年5月2日から施行する。ただし、第2の5の改正については平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年3月30日23経営第3564号)

この通知は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月11日24経営第393号)

この通知は、平成24年5月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年5月22日24経営第511号)

この通知は、平成24年5月22日から施行し、平成24年5月6日から適用する。

附 則 (平成24年8月13日24経営第1575号)

この通知は、平成24年8月13日から施行し、平成24年6月8日から適用する。

附 則 (平成24年11月30日24経営第2543号)

この通知は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日24経営第3665号)

この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月26日25経営第1650号)

この通知は、平成25年8月26日から施行し、平成25年6月8日から適用する。

附 則 (平成25年10月11日25経営第2001号)

この通知は、平成25年10月11日から施行し、平成25年9月15日から適用する。

附 則 (平成26年2月27日25経営第3419号)

この通知は、平成26年2月27日から施行し、平成25年11月11日から適用する。

附 則 (平成26年4月1日25経営第3636号)

1. この通知は、平成26年4月1日から施行する。
2. この通知の施行の日(以下「施行日」という。)前に貸し付けられた農林漁業セーフティネット資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号。以下「改正法」という。)附則第8条第1項の規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者(改正法附則第8条第3項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。)に対して施行日以後に貸し付けられる農林漁業セーフティネット資金についてのこの通知による改正後の農林漁業セーフティネット資金実施要綱通知の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年4月1日26経営第3306号)

1. この通知は、平成27年4月1日から施行する。
2. この通知の施行日前にこの通知による貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金実施要綱(平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知)第2の3の(2)の貸付限度額により貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金についてのこの通知による改正後の農林漁業セーフティネット資金実施要綱通知の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年4月1日27経営第3213号)
この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月9日28経営第459号)
この通知は、平成28年5月9日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日28経営第3060号)
この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日29経営第3432号)
この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月3日30経営第1091号)
この通知は、平成30年8月3日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日30経営第3014号)
この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月29日元経営第1541号)
この通知は、令和元年10月29日から施行する。

附 則 (令和2年3月10日元経営第2906号)
この通知は、令和2年3月10日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日元経営第3160号)
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月12日2経営第742号)
この通知は、令和2年6月12日から施行する。

附 則 (令和2年7月31日2経営第1225号)
この通知は、令和2年7月31日から施行する。

附 則 (令和2年8月25日2経営第1244号)
この通知は、令和2年8月25日から施行する。

附 則 (令和3年2月12日2経営第2866号)
この通知は、令和3年2月13日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日2経営第3025号)

1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。
2. この通知の施行日前にこの通知による貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の3の(2)の貸付限度額により貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金についてのこの通知による改正後の農林漁業セーフティネット資金実施要綱の規定の適用については、なお従前の例による。
3. この通知の施行日前にこの通知による貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の5の償還期限により貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金についてのこの通知による改正後の農林漁業セーフティネット資金実施要綱の規定の適用については、なお従前の例による。
4. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
5. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取

り繕って使用することができる。

附 則 (令和3年6月16日3経営第899号)

この通知は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月20日3経営第1982号)

この通知は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日3経営第3158号)

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月26日4経営第298号)

この通知は、令和4年4月26日から施行する。

附 則 (令和4年9月30日4経営第1602号)

1. この通知は、令和4年10月1日から施行する。ただし、様式に係る改正は令和5年4月1日から施行する。

2. この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和5年3月31日4経営第3160号)

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月27日5経営第1452号)

この通知は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月25日5経営2433号)

この通知は、令和6年1月25日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日5経営第3168号)

1. この通知は、令和6年4月1日から施行する。

2. この通知の際現にあるこの通知による改正前の農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の1の(3)の農林水産省経営局長が株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁に指示したものは、この通知による改正後の農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の1の(3)の財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁に指示したものとみなす。

3. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和7年3月31日6経営第3253号)

1. この通知は、令和7年4月1日から施行する。

2. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の3の(3)の②に掲げる者に対して同要綱第2の3の(3)の特例による貸付けの決定を行った同要綱第2の1の(3)に掲げる資金(同要綱第2の1の(3)の⑥の場合に限る。)の貸付金残高のうち、600万円(ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合(簿記記帳を行っているものに限る。)にあっては、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。)までの貸付金残高については、令和22年3月31日までの間は、改正後の農林漁業セーフティネット資

金実施要綱第2の3の(1)、(2)及び(3)の貸付金残高と通算しないものとする。

附 則 (令和8年3月31日7経営第3030号)

この通知は、令和8年4月1日から施行する。